

三原市オープンデータ整備業務 仕様書

第1章 総則

1 業務名

三原市オープンデータ整備業務

2 業務の目的

市民活動や企業活動等の活性化及び本市行政の高度化・効率化を図るため、本市が保有し公開するデータについて、利用者の利便性向上や持続的な質の確保を実現する機能性に優れたオープンデータとして整備・公開することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

4 業務の場所

本市が指定する場所

第2章 共通仕様

1 適用の範囲

- (1) 本仕様書は、本業務に適用されるものとする。
- (2) 本仕様書に明記のない事項であっても、本業務遂行上必要と思われる事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

2 業務内容

本業務の内容は、「第3章 特記仕様」によるものとする。

3 技術者及び業務管理

- (1) 受託者は、業務主任担当者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 業務主任担当者は、業務の全般にわたり、技術的管理を行うものとする。
- (3) 受託者は、常に本市との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

4 疑義の解消

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、本市と受託者の協議により決定するものとする。

5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守する。

6 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理並びに情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、本市の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

7 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うものとするが、本市から貸与を受けた資料については、そのリストを本市に提出し、業務完了とともに返却すること。

なお、本市から返却の要求があった場合は、速やかに返却すること。

8 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又はプロジェクト管理等の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。ただし、本市が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- (3) 本市は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号若しくは名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

9 関係機関等との協議

本業務の遂行上必要な関係機関等との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

10 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たっては、契約書に定めるもののほか、次に掲げる書類等を提出し、本市の承認を受けるものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、本市の承認を受けるものとする。

(1) 業務着手時

- ①業務スケジュール表 ②業務主任担当者等届

(2) 業務完了時

- ①業務完了届 ②成果品 ③成果品納品書

1 1 打合せ

打合せは、業務着手前、中間、業務完了時及び随時必要に応じて行い、受託者は都度、その結果をまとめた書面等を提出し、本市の承認を受けるものとする。

なお、本市が必要と判断した場合において、オンライン会議ツールを活用した打合せを実施する。

1 2 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、本市の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の承認をもって業務の完了とする。なお、成果品に不備または不合格な点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを修正しなければならない。

1 3 成果品

本業務の成果品等は、「第3章特記仕様」によるものとする。

1 4 権利関係

- (1) 受託者は、本市に納入された納入物品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を納入物品に関する検収の完了をもって、受託者から本市に譲渡する。ただし、納入物品のうち、新規に作成されたプログラム等の著作権は、本市及び受託者の共有とし、本市及び受託者は共有となったプログラム等をそれぞれの相手方の同意を得ることなく著作権法に基づき利用することができる。
- (2) 前号の規定にかかわらず、既に受託者が著作権を有する著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。
- (3) 本市が単独で行った発明・考案（以下「発明等」という。）から生じた特許権等については、本市単独に帰属するものとする。
- (4) 受託者が単独で行った発明等から生じた特許権等については、受託者単独に帰属するものとする。
- (5) 本市及び受託者が共同で行った発明等から生じた特許権等については、本市と受託者の共有とし、その持分は均等とする。
- (6) 本業務で収集したデータは本市が保有するものとする。

1 5 その他

- (1) 業務の遂行に当たり使用する関係資料及びデータ等については、可能な限り最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記すること。
- (2) 各種資料や成果品の作成にあつては、MicrosoftWord, MicrosoftExcel 又はこれらと互換性のあるものを使用すること。

第3章 特記仕様

本業務の内容は以下のとおりとする。

1 オープンデータカタログサイトの構築

次のとおり、オープンデータカタログサイトを構築すること。

(1) 機能要件

ア カatalog機能の構築に当たっては、オープンソースである「CKAN」を使用すること。

イ 様式3「三原市オープンデータ整備業務 業務・機能要件対応表」の要件を満たすオープンデータカタログサイトを構築すること。

【提案を求める事項】重要項目

ウ 別表1に記載された機能のほか、利用者のオープンデータ活用の促進や本市職員の業務効率化に資する機能を提案すること。

(2) ブラウザ要件

ア インターネット接続系の各クライアント端末からは、マイクロソフト社の Edge を通じてアクセスが可能であること。

イ LGWAN 接続系の各クライアント端末からはソリトンシステムズ社の SecureBrowser II 又は SecureBrowserPro を通じてアクセスが可能であること。

(3) サーバ・データセンター要件

ア ウイルス対策や情報漏えい等の情報セキュリティ対策が講じられた信頼性の高いデータセンターを活用したクラウドコンピューティングにより、24時間365日サービス利用が行えること。

イ 使用するサーバについては、アクセスが集中した場合等においてもオープンデータカタログサイトが安定的に稼働するよう充分なリソースを確保すること。

ウ コンテンツの追加等に応じて、データ容量を順次拡張することができるなど、拡張性があり、柔軟に対応できるものであること。

エ サーバのバックアップは週次、2世代管理とすること。

オ サーバは、障害時に自動又は手動により、最終バックアップ地点まで復旧できる仕組みであること。

カ 耐震構造又は免震構造を有し、震度7以下の地震に耐え得る構造であること。

キ 非常用電源設備を有し、24時間365日の無瞬断無停電で運用できること。

ク データセンターの所在地は、バックアップデータの保存先も含め、国内とすること。

2 データ整備・運用支援

次のとおり、オープンデータの整備及びカタログサイトの運用支援を行うこと。

(1) データ整備・掲載支援

ア 本市が指定するデータ（CSV, Excel, PDF 等）及びデータのカタログ情報（以

下「メタデータ」という。)等を、構築するオープンデータカタログサイトに搭載すること。その際、必要に応じて利用者が活用しやすい機械判読性を重視したデータとするため、データの変換・加工を実施すること。なお、搭載するデータ数は1,000件程度(※)を想定している。

※オープンデータカタログサイトへの掲載に伴い、データの整理を実施するため、データ数は増減する可能性がある。

イ 本市の指示に基づき、管理サイトを活用するユーザ情報の初期設定を行うこと。なお、登録するユーザ数や権限の適用については、本市との協議の上決定する。

【提案を求める事項】

ウ 住所情報を持つオープンデータに位置情報を付与するため、住所情報から座標値等の位置情報を取得するジオコーディングについて、効率的な手法を提案すること。

エ 利用者が活用しやすいデータ(CSV形式等)を作成するために職員が行うデータの加工(項目の並べ替え、全半角の切り替え等)を支援する効率的な手法を提案すること。なお、将来において本市の全ての所属、職員が容易かつ正確に更新作業を行えるよう十分に配慮すること。

(2) 保守対応

オープンデータカタログサイト構築が完了し次第、次のとおり、令和5年3月31日まで保守を行うこと。

ア システムに障害が発生した場合、确实かつ速やかにデータの復旧を行うとともに、障害の内容を本市所定のメールアドレスへ通知すること。

イ システムに障害が発生し、サイト利用者に影響が生じる場合は、サイト内に障害の内容を表示することで利用者へ通知すること。

ウ オープンデータカタログサイトの運営上必要と認められるソフトウェア等のバージョンアップを定期的に行うこと。また、ソフトウェア等に脆弱性がないか定期的に調査し、脆弱性が発見された場合は、直ちに対応すること。

エ システムのメンテナンス等で一時的にサービスを停止する場合は、原則2週間前までに本市へ通告すること。

オ オープンデータカタログサイトを構成するサーバ等の機器及びソフトウェアについて、システムの稼働状況やサービス状況、不具合や異常、不正アクセスやマルウェア感染及びそれらの兆候等をチェックする定期点検を実施し、異常があった場合は速やかに対処するとともに本市へ報告すること。

カ 上記ウの定期点検で見つかった不具合等については、必要な処置を行うこと。

キ コンピューターウイルスの感染などにより、ソフトウェア等の復旧が困難な場合において、更新・入替を行うなど、適切な対処を行うこと。

ク 本市からのオープンデータカタログサイトの操作方法に関する問い合わせや障

害発生時の連絡を一元的に受け付け、早急に対応し、業務に支障がでないようにすること。

ケ 各データの閲覧数・ダウンロード数を集計し、本市へ毎月報告すること。

コ オープンデータカタログサイトのリニューアル等により、他のウェブサイト等でデータを公開する場合、受託者は移行するデータや付随するメタデータのほか、オープンデータカタログサイトの構造に関する資料等、構築時に必要となる資料を本市に提供すること。

【提案を求める事項】

サ サイトの運用に係る職員からの問合せ・相談等に対応する体制、連絡方法、対応策を示すこと。

シ 障害発生時、職員からの問合せ・連絡等に対し、早急に対応できる体制、連絡方法、対応策を示すこと。

(3) マニュアル作成

受託者は、本市職員がオープンデータカタログサイトの管理に当たり使用する操作マニュアルを作成し、本市へ提出すること。なお、作成に当たっては、オープンデータやウェブサイトに係る専門的な知識を有さない職員に配慮したものとすること。

【提案を求める事項】

本市職員のオープンデータに係る知識獲得やサイト運用に係る技能習得を支援することとし、その手法を具体的に提案すること。

3 留意事項

(1) ブラウザのバージョンアップ等の変更があった場合についても、オープンデータカタログサイトを安定して使用できること。

(2) 構築段階で必要となる環境は、受託者側で準備すること。

4 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

(1) オープンデータカタログサイト 一式

(2) ドメイン取得資料一覧 一式

(3) 上記(1)に係る操作マニュアル（冊子（2部）及びデータ） 一式

(4) 上記成果品に係る電子媒体（CD-ROM等）

5 スケジュール (案)

| | R4.10 | R4.11 | R4.12 | R5.1 | R5.2 | R5.3 |
|------------------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 本市との打合せ・業務着手 | ★ | | | | | |
| オープンデータカタログサイト構築 | → | | | | | |
| データの掲載 | | | → | | | |
| 構築完了・公開開始 | | | | | | ★ |
| カタログサイトの運用支援 | | | | | | → |
| 業務完了 | | | | | | ★ |